

頁		旧		新	担当課	該当欄
P38	削除	、情報化政策	⇒	—	政策推進課	市長公室「政策推進課」
P38	削除	課名 増進型地域福祉・若者施策推進室、所在地 本庁3階、業務内容 増進型地域福祉、若者施策に関すること	⇒	—	政策推進課	市長公室「増進型地域福祉・若者施策推進室」
P38	追記	課名 地域福祉課	⇒	増進型地域福祉課	政策推進課	業務案内
P38	追記	—	⇒	課名 デジタル推進室、所在地 本庁5階、業務内容 デジタル化の総合企画に関すること	政策推進課	市長公室「デジタル推進室」
P39	訂正	金剛地区再生室 本庁4階	⇒	金剛地区再生室 本庁3階	政策推進課	産業まちづくり部
P41	追記	—	⇒	※情報が更新されていますので、最新の情報は洪水・土砂災害ハザードマップをご確認ください。	危機管理室	「避難所等一覧」
P41	訂正	災害情報案内電話番号(自動案内) ☎0180-99-7299	⇒	災害情報案内電話番号(自動案内) ☎0721-69-9119	指令課	災害情報案内
P42	訂正	平成29年7月に各家庭に配布・・・	⇒	令和4年5月に各家庭に配布・・・	危機管理室	洪水・土砂災害ハザードマップ
P42	追記	地域福祉課	⇒	増進型地域福祉課	増進型地域福祉課	問合せ先
P42	削除・追記	高齢者などを把握	⇒	高齢者や障がいのある方などを把握支援	増進型地域福祉課	避難行動要支援者名簿に登録を
P42	訂正	随時受け付けていますので、希望される方は～	⇒	随時受け付けています。希望される方は～	増進型地域福祉課	避難行動要支援者名簿に登録を
P42	削除	※災害時要援護者台帳は避難行動要支援者名簿に変わりました。	⇒	—	増進型地域福祉課	避難行動要支援者名簿に登録を
P43	追記	—	⇒	※情報が更新されていますので、最新の情報は洪水・土砂災害ハザードマップをご確認ください。	危機管理室	避難情報
P44	訂正	押印	⇒	署名	市民窓口課	戸籍に関する届出 「出生届」「死亡届」「死産届」
P44	追記	—	⇒	☑基礎年金番号通知書	市民窓口課	本人確認書類 ②顔写真無し
P44	削除	☑特別永住者証明書(みなされる旧外国人登録証明書)など	⇒	☑特別永住者証明書(みなされる旧外国人登録証明書)など	市民窓口課	本人確認書類 ①顔写真付き
P44	追記	☑精神障がい福祉手帳	⇒	☑精神障がい者保健福祉手帳	障がい福祉課 市民窓口課	本人確認書類 ①顔写真付き
P45	削除	●認印	⇒	—	市民窓口課	住民記録に関する届出 「持参する物」
P45	追記	⑤身体障がい者手帳、療育手帳(所持者のみ)	⇒	⑤身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳(所持者のみ)	市民窓口課	戸籍に関する届出 「持参する物」
P47	追記	戸籍・住民票の郵送請求	⇒	戸籍・住民票の郵送請求等	市民窓口課	戸籍・住民票の郵送請求等
P47	追記	—	⇒	『マイナンバーカードを利用した住民票、市・府民税証明書、印鑑証明書のコンビニ交付』 マイナンバーカードを利用した証明書の「コンビニ交付サービス」を実施しています。同サービスでは、午前6時30分から午後11時の間(年末年始およびメンテナンス日を除く)、住民票や印鑑証明書、市・府民税証明書の発行ができます。 (利用方法) マイナンバーカードと暗証番号(利用者証明用4桁)を利用し、コンビニにあるマルチコピー機を操作します。 (手数料) 200円(令和9年3月31日(休)まで)	市民窓口課	戸籍・住民票の郵送請求等
P48	訂正	有効期限 発行から10回目の誕生日まで(20歳未満は5回目の誕生日まで)	⇒	有効期限 発行から10回目の誕生日まで(18歳未満は5回目の誕生日まで)	市民窓口課	マイナンバーカード(個人番号カード)
P48	追記	交付準備が整えば、「交付通知書」を送付しますので、本人確認書類など「交付通知書」に記載のものを持参のうえ、市役所マイナンバーカード交付窓口までお越しください。	⇒	交付準備が整えば、「交付通知書」を送付しますので、 同封のご案内をよくお読みのうえお受け取りにお越しください。	市民窓口課	マイナンバーカード(個人番号カード) 「交付について」
P48	削除・訂正	●査証欄増補申請 ●記載事項変更申請	⇒	●残存有効期間同一	市民窓口課	パスポートの申請と受け取り 富田林市でできる申請
P49	訂正	(記載事項変更、増補、紛失)	⇒	(残存有効期間同一、紛失)	市民窓口課	申請書の入手場所
P49	追記	新規・切替新規・訂正新規申請	⇒	新規・切替新規・訂正新規・残存有効期間同一申請	市民窓口課	申請から旅券交付までの所要日数
P49	削除	記載事項変更申請 10日※ 査証欄増補申請 6日※	⇒	—	市民窓口課	申請から旅券交付までの所要日数
P49	追記	—	⇒	3.申請時に提示した有効な旅券(新規申請を除く。なお、申請時に窓口で預けた場合は不要です。)	市民窓口課	お受け取りの際にお持ちいただくもの
P49	追記	コンビニ交付には利用者証明用暗証番号が必要です。	⇒	コンビニ交付には利用者証明用暗証番号が必要です。コンビニ交付の手数料は期間限定で200円です(令和9年3月31日まで)。	市民窓口課	各種証明書・手数料 申請時の注意事項(住民票関係)
P50	追記	コンビニ交付には利用者証明用暗証番号が必要です。	⇒	コンビニ交付には利用者証明用暗証番号が必要です。コンビニ交付の手数料は期間限定で200円です(令和9年3月31日まで)。	市民窓口課	各種証明書・手数料 申請時の注意事項 (印鑑登録)(市民税関係)
P52	追記	異動申告に必要なもの 原動機付自転車(125cc以下) 小型特殊自動車 ミニカー	⇒	異動申告に必要なもの 原動機付自転車(125cc以下) 小型特殊自動車 ミニカー 特定小型原動機付自転車(令和5年7月1日より)	課税課	軽自動車税(種別割)
P52	削除	異動申告に必要なもの 認印 「取得」○ 「廃車」○ 「譲渡」(市内の人へ)○ 「譲渡」(市外の人へ)○ 市内転居○ 市外転居○	⇒	異動申告に必要なもの 認印 「取得」⊖ 「廃車」⊖ 「譲渡」(市内の人へ)⊖ 「譲渡」(市外の人へ)⊖ 市内転居⊖ 市外転居⊖	課税課	軽自動車税(種別割)
P52	新規	—	⇒	市税の納付方法が拡充しています。 納付書に印字される地方税統一QRコードを利用して、納付書裏面に記載の金融機関に加え、全国の地方税統一QRコード対応金融機関で納付可能となるほか、地方税共同機構が開設している「地方税お支払サイト」により、スマホやパソコンを利用して納付できます。(詳細は納付書及び市のウェブサイトをご覧ください。)	収納管理課	—
P53	削除	印鑑	⇒	—	保険年金課	国民健康保険の加入手続き 「届けに必要なもの」 ※別表参照①
P59	訂正	※平成30年度(2018年度)から令和2年度(2020年度)までの財源構成です。	⇒	※令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)までの財源構成です。	高齢介護課	保険料等財源

頁		旧		新	担当課	該当欄
P60	訂正	助成対象者 高齢介護課☎25-1000(内線175)	⇒	助成対象者 高齢介護課☎25-1000(内線176)	高齢介護課	第1号被保険者の保険料の納め方
P61	訂正	申請の受け付けは、高齢介護課のほか、地域包括支援センター（けあばる・コミュニティセンターががりの郷内）、金剛連絡所、人権文化センター、在宅介護支援センターでも行っています。	⇒	申請の受け付けは、高齢介護課、 お預かりは 、地域包括支援センター（けあばる・コミュニティセンターががりの郷内）、金剛連絡所、人権文化センター、在宅介護支援センターでも行っています。	高齢介護課	申請
P64	訂正	施設入所サービス 介護療養型医療施設	⇒	施設入所サービス 介護療養型医療施設・ 介護医療院	高齢介護課	サービスの種類
P65	訂正	（けあばる）28-8500	⇒	（けあばる）28-8631	高齢介護課	地域包括支援センター（ほんわかセンター）
P65	削除	（けあばる金剛）69-6901	⇒	（けあばる金剛）28-3166	高齢介護課	地域包括支援センター（ほんわかセンター）
P66	追記	精神障がい者保健福祉手帳の交付・更新を受けると、医療費の助成や税の減免など	⇒	精神障がい者保健福祉手帳の交付・更新を受けると、 障がいの程度によって 医療費の助成や税の減免など	障がい福祉課	精神障がい者保健福祉手帳の交付・更新
P67	訂正	西板持町4-16-5	⇒	藤沢台5-4-14-101	障がい福祉課	地域活動支援センター「紙ひこうき」
P67	訂正	☎ 30-3110 FAX 30-3110	⇒	☎ 51-3407 FAX 81-7676	障がい福祉課	地域活動支援センター「紙ひこうき」
P68	訂正	就労等のため	⇒	社会参加等のため	障がい福祉課	身体障がい者自動車改造費助成
P68	追記	【第1圏域 喜志中学・第1中学校区】 ●社会福祉法人桃花塾「ピーチネット」 富田林市大字喜志2067 TEL・FAX24-8626 ●NPO法人あい「地域活動支援センターときわぎ」 富田林市昭和町2-2-6 TEL・FAX25-1516 ●NPO法人次世代育成・少子化対策研究会「アプローチ寺池」 富田林市寺池台2-12-8 TEL・FAX29-8655	⇒	【第1圏域 喜志中学・第1中学校区】 ●社会福祉法人桃花塾「ピーチネット」 富田林市大字喜志2067 TEL・FAX24-8626 ●NPO法人あい「地域活動支援センターときわぎ」 富田林市昭和町2-2-6 TEL・FAX25-1516 ●NPO法人次世代育成・少子化対策研究会「アプローチ寺池」 富田林市寺池台2-12-8 TEL・FAX29-8655 ●社会福祉法人聖徳園「聖徳園みどりの風」富田林市川向町6-31 TEL26-8627 FAX26-8628	障がい福祉課	相談支援事業
P69	訂正	肢体障がい、寝たきりなど、身体	⇒	肢体不自由や寝たきりなど身体	図書館	障害者サービス
P69	追記	-	⇒	※ただし、所得の状況により受けられない場合があります。	福祉医療課	重度障がい者医療
P69	削除	補足説明 ●入院時の食事療養費の助成があります。重度障がい者医療、ひとり親家庭医療の人は市役所で手続きが必要です。	⇒	補足説明 ● 大院時の食事療養費の助成があります。重度障がい者医療、ひとり親家庭医療の人は市役所で手続きが必要です。	福祉医療課	重度障がい者医療 「一部自己負担金について」
P70	削除	心身の障がいや傷病等により、一時的に生活に支障がある65歳以上のひとり暮らしの人などに対し簡単な日常生活上の援助を行っています。なお、ご利用にあたっては利用料が必要です。	⇒	※制度の廃止	高齢介護課	軽度生活援助サービス
P70	訂正	在宅介護支援センター「春の家」33-2946	⇒	在宅介護支援センター「春の家」33-2940	高齢介護課	在宅介護支援センター
P70	追記	-	⇒	在宅介護支援センターさえずり 072-365-7500	高齢介護課	在宅介護支援センター
P70	追記	-	⇒	在宅介護支援センター寿里苑夢の杜 40-0666	高齢介護課	在宅介護支援センター
P70	削除	地域福祉課	⇒	-	増進型地域福祉課	点字広報とんぼやし
P71	削除	費用の助成を受けられる人は、人間ドックの領収書および検査結果通知書など受診された検査項目が分かるもの、被保険者証、振込先の口座情報のわかるもの、印かん（認印）をお持ちいただき、窓口にて申請してください。	⇒	費用の助成を受けられる人は、人間ドックの領収書および検査結果通知書など受診された検査項目が分かるもの、被保険者証、振込先の口座情報のわかるもの、 印かん（認印） をお持ちいただき、窓口にて申請してください。	福祉医療課	後期高齢者医療制度 「人間ドック」
P71	削除	被保険者証、葬儀の領収書（領収書宛名が姓名とも明記のあるもの）、認印、申請者の銀行口座番号が必要です。	⇒	被保険者証、葬儀の領収書（領収書宛名が姓名とも明記のあるもの）、認印、申請者の銀行口座番号が必要です。	福祉医療課	後期高齢者医療制度 「葬祭費」
P72	追記	地域福祉課	⇒	増進型地域福祉課（4か所）	増進型地域福祉課	問合せ先
P72	訂正	コミュニティセンターががりの郷	⇒	金剛連絡所	増進型地域福祉課	福祉なんでも相談
P72	訂正・追記	生活保護に至る前の経済的にお困りの人（生活困窮者）の相談に対し、	⇒	生活保護に至る前の経済的なこと、仕事のことなど、 生活困窮に関する様々な 相談に対し、	増進型地域福祉課	生活困窮者自立支援制度
P72	削除	④裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者に「ひとり親家庭医療証」を交付し、医療費の一部助成を行っています。また、入院時の食事療養費も助成します。	⇒	④裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者に「ひとり親家庭医療証」を交付し、医療費の一部助成を行っています。また、 大院時の食事療養費も助成します。	福祉医療課	ひとり親家庭医療
P73	訂正・追記	母子家庭の母または父子家庭の父が看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師の資格を取得するため、養成機関において1年以上受講する場合、・・・（以下修正無）	⇒	母子家庭の母または父子家庭の父が看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師、 システムズ認定資格、LPI認定資格 の資格を取得するため、養成機関において 6か月以上 受講する場合、・・・（以下修正無）	こども未来室	母子・父子家庭高等職業訓練促進給付金事業
P73	追記	家庭における生活の安定に寄与し、次代の社会を担う児童の健全な育成および資質の向上に資することを目的として、中学校修了までの児童を養育している父母などに支給されます。	⇒	家庭における生活の安定に寄与し、次代の社会を担う児童の健全な育成および資質の向上に資することを目的として、中学校修了までの児童を養育している父母などに支給されます。 ※ただし、所得の状況により受けられない場合があります。	こども未来室	児童手当の支給
P73	削除・追記	出生の日から中学3年生までのお子さんに「子ども医療証」を交付し、医療費の一部助成を行っています。また、入院時の食事療養費も助成します。	⇒	出生の日から 中学3年生18歳（18歳に達する日以後の最初の3月31日） までのお子さんに「子ども医療証」を交付し、医療費の一部助成を行っています。また、 大院時の食事療養費も助成します。	福祉医療課	子ども医療
P75	訂正	肝炎ウイルス検査（注1）	⇒	肝炎ウイルス検査（注2）	健康づくり推進課	その他の健(検)診
P75	追記	-	⇒	*沈降13価肺炎球菌結合型ワクチンは定期接種の対象とはなりません。	健康づくり推進課	成人用肺炎球菌
P76	追記	助成対象者 ●医療機関で不育症治療の必要があると医師に診断され、その治療を受けた夫婦であること。	⇒	助成対象者 ●医療機関で不育症治療の必要があると医師に診断され、その治療を受けた夫婦であること。 ただし、当該治療の初日時点の年齢が43歳未満である者に限る。	健康づくり推進課	不育症医療費の助成

頁		旧	新	担当課	該当欄
P77	追記	-	<p>新生児聴覚検査の受け方</p> <p>医療機関および助産所で原則生後1か月以内に1回限り助成を受けることができます。</p> <p>受検票の使用方法および公費助成の内容</p> <p>受検票は検査時点で富田林市に住民登録のある新生児および乳児のみ使用できます。検査時に医療機関または助産所に提出してください。助成額は受検票に記載された金額となり、助成額を上回った費用は自己負担となります。</p> <p>※受検票は母子健康手帳とともに交付します。</p> <p>検査内容</p> <p>AABR検査またはOAE検査</p>	健康づくり推進課	妊娠・出産 新生児聴覚検査の公費助成 【大阪府内の指定医療機関および助産所にて】
P80	訂正・追記	★子宮頸がん予防ワクチン（令和2年現在、積極的勧奨はしていません） 小学6年生～高校1年生相当の女子は3回実施しています。ワクチンの種類により間隔が異なります。	⇒ ★子宮頸がん予防のためのヒトパピローマウイルス（HPV）ワクチン 定期接種対象者・・・小学6年生～高校1年生相当の女子 キャッチアップ接種対象者・・・積極的勧奨を控えていた時期に定期接種対象者だった平成9年4月2日～平成19年4月1日生まれの女性※キャッチアップ接種の期間は令和7年3月31日まで。	健康づくり推進課	市が実施している予防接種
P80	削除	⇒ ★日本脳炎の欄 平成19年4月1日以前生まれの人で日本脳炎1期・2期に不足分がある人は、定期接種として接種できます（20歳未満に限る）。平成19年4月2日～平成21年10月1日生まれの人は、2期対象期間（9～13歳未満）に、日本脳炎ワクチンの定期接種（1期）不足分を受けることができます。	⇒ 削除	健康づくり推進課	市が実施している予防接種
P80	訂正	⇒ ★ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ混合（DPT-IPV） 1期初回・・・生後3か月～7歳6か月未満の間に、3週間以上あけて3回受けてください。1期追加・・・生後3か月～7歳6か月未満の間に1期初回（3回）終了後、1年～1年6か月の間に1回受けてください	⇒ ★ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ混合（DPT-IPV） 1期初回・・・生後2か月～7歳6か月未満の間に、3週間以上あけて3回受けてください。1期追加・・・生後2か月～7歳6か月未満の間に1期初回（3回）終了後、1年～1年6か月の間に1回受けてください	健康づくり推進課	市が実施している予防接種
P80	訂正	⇒ ★不活化ポリオ（DPTが完了し、ポリオのみ不足分がある人） 初回・・・生後3か月～7歳6か月未満の間に3週間以上あけて3回受けてください。 追加・・・生後3か月～7歳6か月未満の間に初回（3回）終了後、1年～1年6か月の間に1回受けてください。	⇒ ★不活化ポリオ（DPTが完了し、ポリオのみ不足分がある人） 初回・・・生後2か月～7歳6か月未満の間に3週間以上あけて3回受けてください。 追加・・・生後2か月～7歳6か月未満の間に初回（3回）終了後、1年～1年6か月の間に1回受けてください。	健康づくり推進課	市が実施している予防接種
P81	削除・追記	⇒ 保育所などへの入所を希望する人は、給付認定申請書兼保育所等入所申込書、母親・父親の保育を必要とする証明書・母子健康手帳および、印鑑を持参して子どもさん同伴で子ども未来室の窓口へ申し込みしてください。	⇒ 保育所などへの入所を希望する人は、給付認定申請書兼保育所等入所申込書に、保護者全員の保育を必要とする証明書等の「母子健康手帳および、印鑑に必要書類を添えて、母子健康手帳、マイナンバーカード等一本で確認できるものを持参して子どもさん同伴で子ども未来室の窓口へ申し込みしてください	子ども未来室	保育所・認定子ども園・家庭的保育施設への入所
P82	削除・訂正	⇒ 対象者 妊婦または出産後8か月以内の産婦 （多胎児の場合は出産後12か月以内） 費用 ・1時間あたり250円	⇒ 対象者 妊婦または出産後12か月以内の産婦 （多胎児の場合は出産後12か月以内） 費用 ・1時間あたり300円	子ども未来室	育児ヘルパー事業
P82	訂正	⇒ 日時 毎週月曜～金曜日＝下校後から午後7時まで （ただし、休校日は午前8時30分から午後7時まで）	⇒ 日時 毎週月曜～金曜日＝下校後から午後7時まで （ただし、休業日は午前8時30分から午後7時まで） （長期休業期間は午前8時から午後7時まで）	子ども未来室	学童クラブ
P83	削除	⇒ 若葉保育園	⇒ 梅の里子ども園	子ども未来室	一時預かり事業
P83	訂正	⇒ 梅の里保育園	⇒ 葵音つばさ子ども園……………☎40-0283	子ども未来室	一時預かり事業
P83	追記	⇒ -	⇒ くみの木子ども園なかの……………☎23-4555	子ども未来室	一時（休日）保育事業
P83	訂正	⇒ 利用希望される人は、利用の1週間前までに子どもさん同伴で保育園にお申込みください。	⇒ 利用希望される人は、利用の1週間前までに子どもさん同伴で子ども園にお申込みください。	子ども未来室	一時（休日）保育事業
P83	訂正	⇒ ○梅の里保育園……………☎23-4555	⇒ ○くみの木子ども園なかの……………☎23-8827	子ども未来室	一時（休日）保育事業
P83	訂正	⇒ 梅の里保育園と委託契約を結んで実施しています。利用希望される人は、以下の園へお問い合わせください。 ・富貴の里保育園……………☎28-7364 ・梅の里保育園……………☎23-4555	⇒ ・富貴の里保育園……………☎28-7364 ・梅の里子ども園……………☎23-4555	子ども未来室	地域子育て支援センター事業
P83	追記	⇒ -	⇒ ・富貴の里保育園……………☎28-7364 ・梅の里子ども園……………☎23-4555 ・げんき桜子ども園……………☎68-7018 ・くみの木子ども園なかの……………☎23-8827 ・げんき桜保育園……………☎69-8875	子ども未来室	保育施設・認定子ども園・家庭的保育施設での子育て支援事業
P83	追記	⇒ -	⇒ 18歳までのすべての子どもが心身ともに健やかに成長できるように、子ども未来室に「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、18歳までのすべての子どもとその家庭、妊産婦の悩みや困り事に相談員が対応します。	子ども未来室	「富田林市子ども家庭総合支援拠点について」
P83	追記	⇒ -	⇒ 病児対応型病児保育事業	子ども未来室	病児保育事業
P83	追記	⇒ -	⇒ 子ども未来室……………☎23-4555	子ども未来室	病児保育事業
P83	削除	⇒ 内容 また、ボランティアによる、親子1組ずつへの絵本読み聞かせもおこなっています。	⇒ 内容 -	図書館	ブックスタート事業
P84	追記・訂正	⇒ 保育所・認定子ども園や家庭的保育施設の入園児募集は毎年11月ごろの「広報とんだばやし」で、市立幼稚園の入園児募集（5・4歳児）は毎年9月ごろの「広報とんだばやし」でお知らせします。	⇒ 保育所・認定子ども園や家庭的保育施設の入園児募集は毎年10月～11月ごろの「広報とんだばやし」で、市立幼稚園・認定子ども園の入園児募集（1号児）・私立幼稚園の園児募集（3～5歳児）は毎年9月ごろの「広報とんだばやし」でお知らせします。	子ども未来室	保育施設・認定子ども園・家庭的保育施設・幼稚園への入園
P84	削除	⇒ 市内認可保育所（民間保育所） 梅の里保育園梅の里1-2-5 ☎23-4555	⇒ 削除	子ども未来室	市内認可保育所（民間保育所）
P84	追記	⇒ -	⇒ げんき桜保育園 甲田1-14-11 ☎69-8875	子ども未来室	市内認可保育所（民間保育所）

頁		旧		新	担当課	該当欄
P84	追記	-	⇒	梅の里こども園(幼保連携型) 梅の里1-2-5 ☎23-4555	こども未来室	認定こども園
P84	追記	-	⇒	げんき桜こども園(幼保連携型) 甲田1-14-9 ☎68-7018	こども未来室	認定こども園
P84	追記	-	⇒	くみの木こども園なかの(幼保連携型) 中野町1-226-1 ☎23-8827	こども未来室	認定こども園
P84	追記	寺池台こども園 葵音つばさこども園	⇒	寺池台こども園(幼保連携型) 葵音つばさこども園(幼保連携型)	こども未来室	認定こども園
P84	追記・修正	宙保育園	⇒	宙保育園(保育所型)	こども未来室	市内認可保育所(民間保育所)認定こども園
P84	修正	市内認可保育所	⇒	市内認可保育所	こども未来室	市内認可保育所(民間保育所)
P84	追記	-	⇒	【企業主導型保育施設】 ぱれっと・ほいくえん 寿町2-3-16 ☎23-0115	こども未来室	保育施設・認定こども園・家庭的保育施設・幼稚園への入園
P85	追記・訂正	-	⇒	※市内地区に 【名称訂正・マーク修正】 梅の里保育園→梅の里こども園 【追加】 げんき桜こども園 くみの木こども園なかの	こども未来室	地図参照
P86	訂正	付記転出届により転出される場合は、	⇒	郵送やスマートフォンで転出届を行う場合は、	教育指導室	小・中学校への就学
P89	訂正・追記	霊柩車 無料(告別式場から富田林斎場まで)	⇒	霊柩車 市負担(告別式場等から富田林斎場まで)	環境衛生課	葬儀「市営葬儀使用料」
P90	削除	犬、ネコのふんは飼い主が責任をもって後始末しましょう。	⇒	※制度の廃止	環境衛生課	ペットを飼う
P91	追記	大気汚染、水質汚濁、騒音	⇒	工場・事業所からの大気汚染、水質汚濁、騒音	環境衛生課	公害についての相談
P91	削除・追記	光化学スモッグ予報や注意報などが発令された場合、市役所、学校などの公共施設に旗を立て、知らせます。 目がチカチカする、のどが痛いなどの症状がでたときは、屋内に入りうがいや洗眼をして身体を休めるようにしてください。また、保健所、あるいは、環境衛生課へ連絡してください。	⇒	光化学スモッグ予報や注意報などが発令された場合、市役所、学校などの公共施設に旗を立て、知らせます。屋外での活動などは控え、目がチカチカする、のどが痛いなどの症状がでたときは、屋内に入りうがいや洗眼をして身体を休めるようにしてください。また、保健所、あるいは、環境衛生課へ連絡してください。	環境衛生課	光化学スモッグ
P91	削除	※旗の図	⇒		環境衛生課	光化学スモッグ
P92	追記	親子	⇒	親子等	住宅政策課	若者・子育て世代転入促進給付金について
P92	削除	市街化区域、市街化調整区域にかかわらず農地を農地のまま売却、贈与、交換される場合には、市農業委員会に許可申請書を提出してください。耕作を目的として農地を取得される場合は、取得後、現在耕作している農地と合わせて20アール以上の耕作面積が必要です。	⇒	市街化区域、市街化調整区域にかかわらず農地を農地のまま売却、贈与、交換される場合には、市農業委員会に許可申請書を提出してください。耕作を目的として農地を取得される場合は、取得後、現在耕作している農地と合わせて20アール以上の耕作面積が必要です。	農業委員会事務局	農地の売買・転用
P92	追記	地球温暖化防止対策を推進するため家庭用燃料電池の普及を図ることを目的として、市民の方が住宅に家庭用燃料電池を設置する経費の一部を補助しています。	⇒	地球温暖化防止対策を推進するため家庭用燃料電池の普及を図ることを目的として、市民の方が、住宅に「家庭用燃料電池」「住宅用太陽光発電システム」「住宅用定置式蓄電池」を設置する経費の一部を補助しています。	環境衛生課	家庭用燃料電池設置補助金について
P93	訂正	問合せ先 水道工務課(※3か所)	⇒	問合せ先 上下水道総務課(※3か所)	上下水道総務課	水道工事は指定業者に
P94	訂正	水道料金一覧			上下水道総務課	水道料金(1カ月) ※別表③参照
P95	訂正	問合せ先 水道工務課	⇒	問合せ先 上下水道総務課	上下水道総務課	水道メーターの取り替えにご理解とご協力を
P95	削除	申請時には、身体障がい者手帳または療育手帳および印鑑をご持参ください。	⇒	申請時には、身体障がい者手帳または療育手帳および印鑑をご持参ください。	上下水道総務課	重度心身障がい者家庭の水道料金軽減制度「申請受付場所」
P96	削除	申請時には、身体障がい者手帳または療育手帳および印鑑をご持参ください。	⇒	申請時には、身体障がい者手帳または療育手帳および印鑑をご持参ください。	上下水道総務課	重度障がい者家庭の下水道または浄化槽使用料軽減制度「申請受付場所」
P97	削除・訂正	③プラスチック製容器包装については、それぞれ月2回、④飲料用紙容器(牛乳パック等)については、月1回収集を実施し、	⇒	③プラスチック製容器包装については、それぞれ月2回、④飲料用紙容器(牛乳パック等)については、それぞれ月2回	環境衛生課	資源ごみ
P98	削除・訂正	(1)普通くみ取り「普通便槽」 1カ月、1人につき証紙2枚	⇒	(1)普通くみ取り「普通便槽」 10カ月、1人につき1月320円	環境衛生課	し尿くみ取り「料金」
P98	削除・訂正	(1)普通くみ取り「簡易水洗式便槽」 1カ月、1人につき証紙6枚	⇒	(1)普通くみ取り「簡易水洗式便槽」 10カ月、1人につき1月960円	環境衛生課	し尿くみ取り「料金」
P98	削除	●2箇所以上の便槽を同時にくみ取る場合 便槽1カ所増すごとに1ヵ月証紙6枚を加算 (2)従量くみ取り(人数により算定しがたい場合、著しく排出量の多い場合、便槽などの欠陥により多量の水が混入する場合、水洗式(溜り水洗)など) 1リットルにつき10円	⇒	※制度の廃止	環境衛生課	し尿くみ取り「料金」
P98	訂正	(3)臨時くみ取り	⇒	(2)臨時くみ取り	環境衛生課	し尿くみ取り「料金」
P98	追記	家電リサイクル法施行のため、エアコン、テレビ、冷蔵庫(冷凍庫)、洗濯機・衣類乾燥機の家電は粗大ゴミとしては出せません。使わなくなった家電は、その製品をお買い上げ…	⇒	家電リサイクル法施行のため、エアコン、テレビ、冷蔵庫(冷凍庫)、洗濯機・衣類乾燥機の家電は粗大ゴミとしては出せません。家電4品目については、市連携事業者であるリネットジャパンサイクル(株)およびSGムービング(株)で回収を行っております。料金の確認等につきましてもそちらへご連絡ください。 (☎0800-1707-400) リビングやキッチンからの搬出にも対応している便利なサービスです。ぜひご利用ください。 その他の方法としては、使わなくなった家電は、その製品をお買い上げ…	環境衛生課	家電製品
P98	削除・追記	家庭で使われているパソコンの回収リサイクルが行われています。対象となる機種はデスクトップ型パソコン、ノート型パソコン、ディスプレイ一体型パソコンとディスプレイ(ブラウン管式、液晶式)です。 なお、平成15年10月1日までに販売されたパソコンはリサイクル料金が必要になります。 平成15年10月以降に販売された上記の条件にあてはまるものについては、リサイクル料金が販売価格に含まれているため必要ありません(PCリサイクルマークが表示されます)。メーカーがなくなった場合や自作パソコンなどについては、一般社団法人パソコン3R推進協会(☎03-5282-7685)へお問い合わせください。 パソコンが不要になったときは該当のメーカーに申し込んでください。	⇒	家庭で使われているパソコンの回収リサイクルが行われています。対象となる機種はデスクトップ型パソコン、ノート型パソコン、ディスプレイ一体型パソコンとディスプレイ(ブラウン管式、液晶式)です。 市と協定を締結しているリネットジャパンサイクル(株)(☎0570-085-800)が宅配便を活用して原則無料でパソコンや小型家電を回収しておりますのでご利用ください。 また、製造メーカーに回収を依頼したり、メーカーがなくなった場合や自作パソコンなどについては、一般社団法人パソコン3R推進協会(☎03-5282-7685)へお問い合わせいただく方法もあります。	環境衛生課	パソコン
P98	削除・訂正	(1)普通くみ取り「無臭式便槽」 1カ月、1人、証紙6枚、2人、証紙10枚それぞれ以降人数増えるたびに証紙2枚ずつ加算	⇒	(1)普通くみ取り「無臭式便槽」 1人につき1月320円のほかに1世帯につき960円(1人世帯の場合には、1月640円)	環境衛生課	し尿くみ取り「料金」
P99	削除	氏名を書き、押印し、表紙に…	⇒	氏名を書き、押印し、表紙に…	議会事務局	請願・陳情

頁		旧	新	担当課	該当欄
P99	追記	衆議院選挙(小選挙区・比例)および参議院選挙(選挙区・比例)	衆議院選挙(小選挙区・比例)および参議院の選挙(選挙区・比例)と 最高裁判所裁判官国民審査	総合事務室	市議会・選挙「在外投票」
P100	追記・削除	市民の皆さんに、市が取り組んでいる事業や計画、市からのお知らせなどを掲載した広報誌「広報とんだばやし」を毎月発行しています。 また、公共施設や市内のスーパー【エコー・ロゼ、ライフ滝谷店、万代梅の里店、スカイマート藤沢台店】への配備や、市ウェブサイトへの掲載、無料アプリ「マチイロ」での配信なども行っています。	市民の皆さんに、市が取り組んでいる事業や計画、市からのお知らせなどを掲載した広報誌「広報とんだばやし」を毎月発行し、 全戸に配布 しています。 また、公共施設や市内のスーパー【エコー・ロゼ、ライフ滝谷店、万代梅の里店、スカイマート藤沢台店】への配備や、市ウェブサイトへの掲載、無料アプリ「マチイロ」での配信なども行っています。	都市魅力課	広報 「広報とんだばやし」
P101	削除	「あなたがあなたらしく生きるために～性的マイノリティと人権」(DVD)	「あなたがあなたらしく生きるために～性的マイノリティと人権」(DVD)	人権・市民協働課	啓発・案内映像の無料貸出サービス
P101	削除・追記	一方または両方が性的マイノリティであるお2人が、互いを人生のパートナーであると宣誓されたことを、市として公に証明する制度を設けています。 (4)宣誓者以外の方とパートナーシップ関係にないこと	一方または両方が性的マイノリティであるお2人が、互いを人生のパートナーであると宣誓されたことを お2人に加えて、子どもや親など家族との関係も 、市として公に証明する制度を設けています。 (4)宣誓者以外の方とパートナーシップ・ファミリーシップ関係にないこと	人権・市民協働課	パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明制度
P102	訂正	午前9時～午後5時30分	午前9時～午後5時 15分	こども未来室	ひとり親家庭相談
P102	追記	-	※新規追加	人権・市民協働課	相談業務 ※別表④参照
P102	訂正	予約・その他 内線472	予約・その他 内線 474	人権・市民協働課	相談業務 「人権なんでも相談」
P102	訂正	予約・その他 内線474	予約・その他 内線 472	人権・市民協働課	相談業務 「女性の悩み相談」
P102	訂正	年間1回	同一年度内で2回利用可。但し同一案件での2回利用はできません。	都市魅力課	相談業務の種類 「法律相談」
P102	訂正	(1人、30分、年間1回)	(1人、30分、 年度内1回)	都市魅力課	相談業務の種類 「司法書士相談」
P103	訂正	「担当者」 水曜日は専門相談員	「担当者」 市職員	教育指導室	進路相談(奨学金)
P103	追記	「予約・その他」 内線:364	「予約・その他」 内線:364、 363	教育指導室	進路相談(奨学金)
P103	削除	商工法律相談	※制度の廃止	商工観光課	商工法律相談
P103	削除・追記	「曜日・時間」 原則毎月第3水曜日	「曜日・時間」 月曜～金曜日(祝日、年末年始を除く)	商工観光課	若者の就労・自立相談
P103	削除・追記	「曜日・時間」 午後1時～4時	「曜日・時間」 午前10時～午後5時	商工観光課	若者の就労・自立相談
P103	削除・追記	「場所」 市役所4階A会議室	「場所」 南河内地域若者サポートステーション	商工観光課	若者の就労・自立相談
P103	削除	障がい者就業・生活相談	※制度の廃止	商工観光課	障がい者就業・生活相談
P103	削除	税理士による税務相談	※制度の廃止	商工観光課	税理士による税務相談
P103	訂正	「予約・その他」 内線:273	「予約・その他」 内線: 274	増進型地域福祉課	福祉なんでも相談
P103	訂正	「場所」 ③かがりの郷	「場所」 ③金剛連絡所2階	増進型地域福祉課	福祉なんでも相談
P103	訂正	「予約・その他」 ③20-6070	「予約・その他」 ③28-3180	増進型地域福祉課	福祉なんでも相談
P103	訂正	「相談内容」 自立支援相談	「相談内容」 自立相談 支援	増進型地域福祉課	自立相談支援
P103	訂正・追記	「場所」 市役所2階23番窓口	「場所」 ①市役所2階23番窓口 ②金剛連絡所2階	増進型地域福祉課	自立相談支援
P103	訂正・追記	「予約・その他」 内線273、274	「予約・その他」 ①内線273、274 ②28-3180	増進型地域福祉課	自立相談支援
P104	訂正	「福祉事務所関係」 保育料の収納 内線:294	「福祉事務所関係」 保育料の収納 内線: 293	こども未来室	金剛連絡所 「取り扱いができる主な業務」
P104	訂正	「福祉事務所関係」 児童手当の申請、児童扶養手当の現況届 内線:204	「福祉事務所関係」 児童手当の申請、児童扶養手当の現況届 内線: 205、203	こども未来室	金剛連絡所 「取り扱いができる主な業務」
P105	訂正	新堂診療所 診療日夜【月曜～金曜日】午後5時30分 (木曜日は午後6時)～7時30分	新堂診療所 診療日夜【月曜～ 水曜日 ・ 金曜日]午後5時30分 木曜日は午後6時 ～7時30分	健康づくり推進課	新堂診療所
P106	訂正	公民館は、生活のための学習や自主活動を行う場で、市民の皆さんが利用できます。使用する日の1カ月前から使用許可申請書を提出し、許可を受けてください。定期的な使用に際しては公民館施設使用団体登録が必要となります。 公民館では、家庭教育・女性教育・青少年教育・人権教育・文化教養などの学級講座を開いています。また、たくさんのがクラブ・サークルが地域の人々をつなぐさまざまな学習活動を行っています。	公民館は、生活のための学習や自主活動を行う場で、市民の皆さんが利用できます。使用する日の1カ月前から使用許可申請書を提出し、許可を受けてください。 ただし、富田林市施設予約システムを利用して申請する場合は、この限りではありません。 定期的な使用に際しては公民館施設使用団体登録が必要となります。 公民館では、家庭教育・女性教育・青少年教育・人権教育・文化教養などの学級講座を開いています。また、たくさんのがクラブ・サークルが地域の人々をつなぐさまざまな学習活動を行っています。	公民館	公民館
P107	追記	市立小学校～富田林・喜志の各小学校	市立小学校～富田林・喜志・ 川西 の各小学校	生涯学習課	学校施設開放(生涯学習課)
P107	追記	青少年スポーツホール	青少年スポーツホール ※令和5年2月1日(水曜日)以降、当面の間、臨時休館中です。	生涯学習課	青少年スポーツホール
P107	削除・追記	申し込み 使用許可申請書に必要事項を記入し、利用する学校で学校長の承認印を得てから、市民総合体育館または、生涯学習課へ申請し、許可を得てください。スポーツ以外の目的で使用の場合は教育総務課へ申請してください。	申し込み 使用許可申請書に必要事項を記入し、利用する学校で学校長の承認印を得てから、市民総合体育館または、生涯学習課へ申請し、許可を得てください。スポーツ以外の目的で使用の場合は教育総務課へ申請してください。 提出してください。体育館あるいは運動場をご利用の場合は生涯学習課へ、それ以外の学校施設をご利用の場合は教育総務課へ提出してください。	生涯学習課	学校施設開放(生涯学習課)
P107	追記	利用方法 登録できる団体は構成員が主にその学校の校区内に居住する	利用方法 登録できる団体は、 成人である代表者を含む 構成員が主にその学校の校区内に居住する	生涯学習課	学校施設開放(生涯学習課)
P108	削除	青少年教育キャンプ場(市民総合体育館)	-	生涯学習課	青少年教育キャンプ場(市民総合体育館)
P109	削除	利用料 レセプションホール	利用料 -	生涯学習課	すばるホール

頁		旧		新	担当課	該当欄
P109	削除	利用料 その他の施設「受付期間」利用日の1年前の月の1日（月曜日の場合は翌日）～利用日の前日までの間 ※リハーサル室と秀月の間は6カ月前の月の1日より受付	⇒	利用料 その他の施設「受付期間」利用日の1年前の月の1日（月曜日の場合は翌日）～利用日の前日までの間 ※リハーサル室と秀月の間は6カ月前の月の1日より受付	生涯学習課	すばるホール
P110	訂正	ひとり親家庭・寡婦の人たちに		ひとり親家庭・寡婦の方たちに(2か所)	増進型地域福祉課	「総合福祉会館」
P111	訂正・追記	ところ ☎28-8600・FAX28-8639 ☎28-8668 [温水プール・トレーニングルーム受付] ☎28-8666・FAX28-8636 [介護老人保健施設専用] ☎28-8500 [地域包括支援センター・ケアプランセンター相談窓口専用] ※火曜～土曜	⇒	ところ ☎28-8600・FAX28-8639 ☎28-8668 [温水プール・トレーニングルーム受付] ☎28-8666・FAX28-8636 [介護老人保健施設専用] ☎28-8500 [地域包括支援センター・ケアプランセンター相談窓口専用] ※火曜～土曜 ☎28-8631 [地域包括支援センター相談窓口専用] ☎28-3166 [金剛連絡所内地域包括支援センター]	増進型地域福祉課	富田林市ケアセンター（けあばる） 「健康づくり・世代間交流施設」
P111		開館日 午前8時45分～午後5時15分	⇒	開館日 午前9時～午後5時30分	増進型地域福祉課	富田林市ケアセンター（けあばる） 「介護老人保健施設(入所・通所相談)」
P111	訂正	開館日 午前8時45分～午後5時15分	⇒	開館日 午前9時～午後5時30分	増進型地域福祉課	富田林市ケアセンター（けあばる） 「ホームヘルプステーション」
P111	訂正	開館日 火曜～日曜日の午前8時45分～午後5時15分	⇒	開館日 月曜～金曜日の午前9時～午後5時30分	増進型地域福祉課	富田林市ケアセンター（けあばる） 「地域包括支援センター・ケアプランセンター」
P111	訂正	休館日 月曜日、12月29日～	⇒	休館日 土曜日・日曜日、祝日、12月29日～	増進型地域福祉課	富田林市ケアセンター（けあばる） 「地域包括支援センター・ケアプランセンター」
P112	削除	入園料 (年間パスポート大人2,000円【富田林市民1,500円】小人1,000円【富田林市民750円】)	⇒	—	農とみどり推進課	富田林市農業公園（サバーファーム）